

○ 現行制度では、公園施設に該当するか否かの解釈は柔軟に行うことが可能。

- ✓ 公園管理者が、設置しようとする施設の機能や利用形態を、当該都市公園の設置目的や性格に照らして、具体的に判断。

○ 実際に、「児童館」や「地縁団体の会館施設」の設置事例は多数存在。

- ✓ 児童館 ⇒ 当該施設の機能や利用形態に応じて、「集会所」、「体験学習施設」等
- ✓ 地縁団体の会館施設 ⇒ 「集会所」



今般の「設置可能である旨の明確化が必要」というご意見を踏まえ、
地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

(参考)都市公園に設置可能な「公園施設」

○都市公園に「公園施設」として設置可能な施設は、都市公園法第2条第2項に、都市公園の効用を全うするために設けられる一定の施設と規定されている。

都市公園法第2条第2項

この法律において、「公園施設」とは、**都市公園の効用を全うするため**当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令第5条(抜粋)

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- (略)

8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

三重県立みえこどもの城(三重県)

施設開設年 平成元年
都市公園名 中部台運動公園
公園面積 約46.0ha (運動公園)
公園管理者 三重県松阪市

【施設の概要】

イベント運営・参加体験型の施設として、プレイルームや工作体験を楽しむアーススペースなどを備える県立の大型児童館。

さまざまな遊びを通じて子どもたちの健全な成長を助け、世代を超えた交流の機会を提供する施設として活用。

【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、教養施設として設置許可。



円山西町児童会館(札幌市)

施設開設年 平成7年
都市公園名 円山公園
公園面積 約68.8ha (総合公園)
公園管理者 北海道札幌市

【施設の概要】

市の児童会館として、子どもの遊び場や子育ての交流の場を広く市民に提供する施設として活用。

【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、集会所として設置許可。



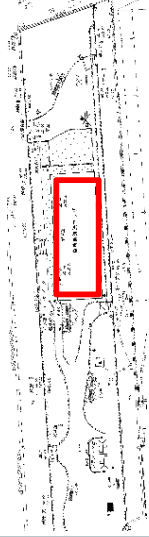
魚崎郷清流プラザ

施設開設年 平成13年
都市公園名 住吉川公園
公園面積 約1.3ha (近隣公園)
公園管理者 神戸市

【施設の概要】

魚崎地区全体の活動拠点として、複数の自治会を構成団体とする運営委員会により、河川沿い公園である住吉川公園の一角に設置。各種会議、イベントの拠点となっている他、地域の健康診断、文化サークル活動など幅広い形で利用されている。

【都市公園法上の位置づけ】
都市公園法第5条により、集会所として設置許可。



野田一丁目南公会堂

施設開設年 平成4年
都市公園名 大供西公園
公園面積 約0.3ha (街区公園)
公園管理者 岡山市

【施設の概要】

地域住民のコミュニティの場として公園内に設置。公園愛護委員会の活動の拠点となるほか、地元のイベント等にも利用されている。

【都市公園法上の位置づけ】
都市公園法第5条により、集会所として設置許可。

